

佐土原高校テニスコート改修事業
企画提案競技実施要領

1 目的

本事業は、佐土原高校において、既存のテニスコートの一部をハードコートに改修し、練習環境を実際の試合会場と同様にすることで、練習環境の改善及び競技力の向上を目指すものである。

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ創造性や技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質化、工期短縮、トータルコスト縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、提案内容等により総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 佐土原高校テニスコート改修事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和6年7月31日まで
- (5) 工事場所 宮崎県宮崎市佐土原町下田島21567地内
- (6) 業務内容
 - ① 測量、地盤調査、現状（広さ、高低差）調査
 - ② 基本設計・詳細設計（サーフェス、コート附属施設、支障物撤去等）
 - ③ 舗装工事（サーフェス等）
 - ④ コート附属施設（コート区画、給排水等）工事
 - ⑤ 支障物（壁打ち板、植栽）撤去工事※上記①～⑤を統括して「本業務」という。
- (7) 発注上限額 28,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

- (1) 参加者の構成等
 - ① 企画提案書等を提出する者（以下「参加者」という。）は、評価基準日（令和6年1月4日）において、下記の（2）、（3）に掲げる要件を満たしている単独企業または2者～3者によって結成された共同企業体（以下「JV」という。）とする。
 - ② JVの代表者は、当該JVの構成員であって構成員において決定された者（以下「JV代表者」という。）とし、JV代表者の出資比率が最大であること。
 - ③ 構成員は他のJVの構成員として、本企画提案競技に参加しないこと。
- (2) 設計業務及び施工業務に当たる者に共通する参加要件
 - 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものである

こと。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 実施公告日から本契約締結の時までの間に、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「入札参加資格要綱」という。）第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- ④ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑤ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員ではないこと。

（3）業務別の参加要件

設計業務及び施工業務の各業務に当たる者は、上記（2）の要件のほかに、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、単独企業で参加する場合は、次の①及び②の両方の資格要件を満たす者とする。

① 設計業務に当たる者

ア 入札参加資格要綱第 7 条第 1 項の規定による建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ 平成 20 年度から令和 6 年 1 月 4 日までに契約履行が完了した工事で、屋外スポーツ施設（テニスコート、陸上競技場、学校運動場等）における全天候型舗装の新設または改修工事に係る設計（基本設計・実施設計のいずれでも可。以下同じ）で当該工事に係る部分の面積が 800 ㎡以上、もしくはアスファルト舗装の新設または改修工事に係る設計で当該工事に係る部分の面積が 1,000 ㎡以上のいずれも元請としての実績（JV の場合は代表者での実績）を有すること。なお、実績に係る発注元は問わない。

ウ 佐土原高校テニスコート改修事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の 1 の（3）に記載した技術者等を配置できること。

② 施工業務に当たる者

建設工事の種類	土木一式工事
入札参加資格の認定等に関する事項	ア 入札参加資格要綱第 7 条に基づき、土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受けており、等級区分が特 A 級、A 級または B 級に格付けされていること。 イ 施工業務を行う者のうち 1 者は、宮崎県内に本社を有する者で、土木一式工事に係る等級区分が特 A 級、A 級または B 級にかつ舗装工事に係る等級区分が A 級に格付けされていること。
建設業の許可に関する事項	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業（土木工事業）の許可を受けている者であること。
施工実績に関する事項	施工業務を行う構成員のいずれかにおいて、平成 20 年度から令和 6 年 1 月 4 日までに工事及び引渡し完了した、屋外スポーツ施

	設（テニスコート、陸上競技場、学校運動場等）における全天候型舗装の新設または改修工事で、舗装面積が800㎡以上、もしくはアスファルト舗装の新設または改修工事で、当該工事に係る部分の面積が1,000㎡以上のいずれも元請として実績（JV構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。なお、実績に係る発注元は問わない。
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、今年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。
配置技術者等に関する事項	要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の2の（1）に記載した技術者等を配置できること。

4 応募の手続等

本事業に募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

（1）スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和6年1月4日（木）
参加申込書の受付期間	令和6年1月4日（木）～1月19日（金）
現地視察申し込み期間	令和6年1月4日（木）～1月10日（水）
現地視察日	令和6年1月12日（金）
質問の受付期間	令和6年1月4日（木）～1月17日（水）
質問に対する回答	令和6年1月23日（火）
参加資格要件の審査（1次）	令和6年1月22日（月）～1月24日（水）
参加資格審査結果通知	令和6年1月25日（木）
企画提案書等の受付期間	令和6年1月26日（金）～2月7日（水）
企画提案書の審査（2次）	令和6年2月上旬～2月中旬
審査結果通知	令和6年2月中旬
受注候補者との協議	令和6年2月中旬～3月上旬
契 約	令和6年3月上旬

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

（2）参加申込書等の提出

企画提案競技に参加を希望するものは、下記により必要書類を提出すること。

① 提出書類

（ア）企画提案競技参加申込書（様式1）

（イ）業務実績書（様式2）

（ウ）JV協定書（任意様式）

② 提出部数

正本1部

③ 受付期間
令和6年1月4日（木）から1月19日（金）まで

④ 提出方法
電子メールにより、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。

（3）質問の受付及び回答

① 質問の方法
様式8の質問書に記載し、電子メールにて本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 受付期間
令和6年1月4日（木）から1月17日（水）まで
上記の期間以外に提出された質問には、回答しない。

③ 回答方法
提出された質問及び回答は、下記のとおり県庁ホームページに掲載する。
回答日 令和6年1月23日（火）

（4）現地視察

① 視察日
令和6年1月12日（金）
※現地の確認や、設計施工における注意点等の説明。

② 申込み期間
令和6年1月4日（木）から1月10日（水）まで

③ 申込み方法
現地視察の申込みは、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ電子メールにより参加企業名及び参加人数を連絡すること。
なお、参加人数については、1社あたり5名以内とする。

④ 実施方法の連絡
現地視察の実施日時等の詳細は、参加申込みの状況に応じて県が決定し、申込み期間終了後、申込みのあった企業の担当者に連絡する。

（5）企画提案書等の提出

① 提出書類
（ア）企画提案書（様式3）
（イ）企画提案概要書（様式4または任意様式）
（ウ）図面
・テニスコート（サーフェス断面図含む）レイアウト図
・設備プロット図
・その他の必要な図面
※A3サイズ1枚程度とし、PDF形式で提出すること。
（エ）設計・工事工程表（任意様式）
※棒グラフまたはネットワーク工程表とする。

- (オ)配置予定技術者の名簿（様式5）
- (カ)見積書（様式6または任意書式）
- (キ)要求水準に関する誓約書（様式9）

② 提出部数

正本1部

③ 受付期間

令和6年1月26日（金）から2月7日（水）まで

④ 提出方法

電子メールにより、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。

なお、「(ウ)図面」を除きA4サイズとし、PDF形式で提出すること。

(6) 各書類の提出方法

(2) 参加申込書、(3) 質問書、(4) 現地視察申込み、(5) 企画提案書については、電子メールにより、「9 問い合わせ先及び申込先」に送信すること。

なお、電子メールを送信した後、必ず9の問い合わせ先に電話して、正常に着信したことを確認すること。

5 参加資格要件審査（1次審査）

提出された参加申込書等の書類をもとに、「3 参加資格要件」で規定する要件を満たしているか審査を行い、その結果を令和6年1月25日（木）に参加者に電子メールにて通知する。一次審査通過者は、4（5）で記したとおり企画提案書等を受付期間中に提出するものとする。

6 企画提案書審査（2次審査）

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

(1) 審査方法

企画提案は、県が定める審査委員会において、別添の「企画提案競技審査基準書」に基づき評価する。

(2) 審査手順

① 参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査を行い、評価得点数が最も高い提案者を受注候補者とする。

② 最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受注候補者を決定する。

(3) 審査結果

審査結果については、参加した全ての代表者に通知する。なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

7 契約の締結等（受注候補者との協議）

(1) 契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

8 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加申込書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「3 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
 - ③ 企画提案書等の内容が要求水準書に掲げる整備対象施設の要求水準等を満たさない場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約金額の支払い方法は、宮崎県工事請負契約約款の規定による。
- (9) 請負代金額について、宮崎県工事請負契約約款第 25 条（貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）を適用する場合、実施設計の終了時（要求水準書ⅢⅠ（2）③）を起算日として行う。

9 問い合わせ先及び申込先

- (1) 住 所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館1階）
- (2) 担 当 宮崎県教育庁 財務福利課 施設整備担当
- (3) 連絡先 電話番号：0985（26）7236
メールアドレス：ky-zaimufukuri@pref.miyazaki.lg.jp